

第3章 事業の進め方

1. 多様な連携・協働

特色ある地域資源の有効活用に向けて、地方公共団体、住民、NPO、企業等の各主体と、自主性と創意工夫の下に、その力を結集していきます。

また、地域において、国と地方公共団体が中心となって必要な調整を行い、地域の発展に向けた各種事業・施策等について連携・協働を図るとともに、多様な民間主体と行政とが一体となった取組を展開します。

◆連携協働地域づくりの推進

北海道の各地では、地域の方々の創意工夫による地域の自立を目指した様々な活動が行われています。北海道開発局は、これまで蓄積した知恵・経験・技術・施設等を活かし、こうした地域の方々との連携・協働により、活気があり住みやすい、北海道らしい地域社会の形成に取り組んでいます。

【子どもを見守る活動】～子どもが安全で安心して生活できる環境確保のため～

地域の子どもたちにとって安全で安心な生活環境が確保された、住みよいまちづくりに貢献するため、北見道路事務所管内で地域の安全連絡協議会、警察署、小学校と連携・協働して「子供を見守る活動」を実施しています。

活動内容は、道路巡回の車両に「子ども110番の車」のステッカーを貼り、緊急時に子どもを保護して警察に通報したり、不審者及び不審車両を見聞きした場合は、地域の安全確保のためにその状況を警察に通報します。



防犯教室の様子



パトロールカー見学とステッカー

連携協働地域づくり

◆釧路湿原自然再生の推進

国、北海道、市町村、地域住民、NPO等が連携・協働して釧路湿原の保全・再生に向けた取組を推進します。

◆シーニックバイウェイ北海道の推進

みちをきっかけに地域住民等と行政とが連携し、景観をはじめとした地域資源の保全・改善の取組を進めることにより、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを図る「シーニックバイウェイ北海道」を平成17年度より本格的に開始しています。

今後は、活動の広がりや深化を受け、北海道の重要な景観要素である河川、湖沼、農地も含めた活動の場の拡大への支援や地球環境問題への貢献など社会的要請を組み込んだ活動手法の開発など、新たな展開を図ります。

◆「わが村は美しくー北海道」運動の展開

北海道の農山漁村において、地域の資源を活かし、地域住民が主体的に行っている様々な地域づくりの取り組みに対して支援を行います。また、活動をより高めていくため隔年でコンクールを開催し、「景観」「地域特産物」「人の交流」の3部門毎に優れた取り組みを行っているグループを表彰し、運動を展開しています。

平成21年度は中間年にあたり、全道各ブロック単位で活動報告会を開催するなど、活動に対する支援を強化します。

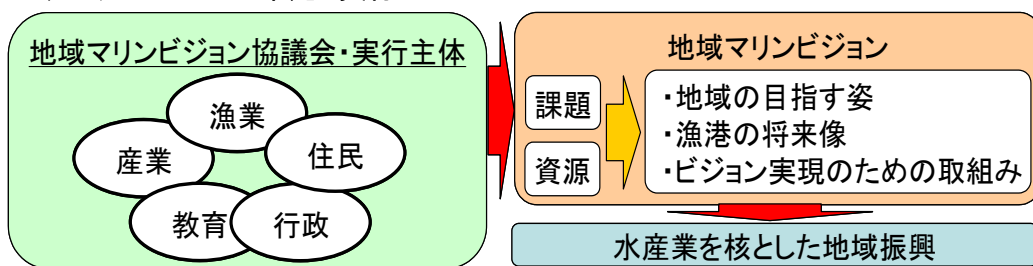
◆地域マリンビジョンの推進

全国の水産食料供給基地としての大切な役割を守り育てていくため、活力のある北海道水産業と漁村の目指すべき将来像を示した「北海道マリンビジョン21」を平成16年に策定しました。

各地域では、多様な連携・協働による「地域マリンビジョン」を策定し、水産業を核とした様々な地域振興策を展開しています。

北海道開発局では、各地域で策定された「地域マリンビジョン」の実現に貢献する、優れた活動等を表彰する「北海道マリンビジョン21コンテスト」を開催する等、様々な支援を行うことにより、地域マリンビジョンの実現を促進します。

■地域マリンビジョンの策定と実行



◆北海道国際物流戦略チームの取組

北海道における国際物流の課題を把握検討し、その解決に向けて総合的な物流機能の高度化・効率化を推進する施策を展開するため、地域の有識者、産業界、行政などが一体となった「北海道国際物流戦略チーム」を設置（H18.7.3）し、各種検討を進めています。

「北海道国際物流戦略チーム」では、北海道ブランドの創出、東アジアへの輸出拡大のための北海道の海上・航空輸送の国際競争力を強化する施策を展開しています。18年度に策定した「アクションプラン」に基づき、東アジア諸国への道産品輸出拡大に向け、ベースとなる貨物量を確認するための既存コンテナ航路の活用促進を目的に関係機関へのヒアリング、航路分析等を実施してきました。

21年度は3年間の成果を踏まえ、既設コンテナ航路の北海道への寄港に向けた方策を検討し、北海道産品（生鮮品）の輸出を促進する取り組みや、企業動向を踏まえたエアポートセールスを実施することで潜在需要の開拓を図ります。

チーム本部(本部長:近藤龍夫 北海道経済連合会会長)
幹事会(幹事長:千葉博正 札幌大学大学院教授)

平成18年度取組

- ・アクションプランの策定
- ・アクションプランに沿った、北海道と韓国間の国際直行船試験運航を実施するとともに、試験運航に合わせた商談会、韓国企業にアライング、消費者ニーズアンケートを実施した。

課題として

- ・北海道産品に関するPR不足
- ・東アジアにおける生鮮品のニーズの高さ
- ・ダイレクト航路成立に必要な相当程度の貨物量
- ・国際直行船航路に係る荷役・通関等の効率化の必要性

平成19年度取組

生鮮品を中心とした北海道産品の東アジア相手国における需要動向の把握、PR活動等を実施するとともに、ダイレクト航路のメリットである「迅速な輸送」を更に活かせるよう、輸送手段、荷役、通関等の効率化、採算性を確保するために必要な貨物量を確保するため、当面は既存輸送手段(コンテナ航路・航空チャーター便等)を活用して北海道産品を輸送して潜在的貨物を顕在化させることを検討。

課題として

- 東アジア相手国における需要把握やPR活動の充実・強化
- 既存輸送手段の活用実現のための環境整備
 - ・鮮度保持の充実化
 - ・津軽海峡を通過しているコンテナ船の寄港方策検討
 - ・航空貨物の荷主・フォワード間連絡強化や新千歳空港の環境整備

平成20年度取組

- ・津軽海峡を通過しているコンテナ船の寄港に向けたアプローチ(モデル航路の検討等)
- ・旅客チャーター便による貨物直行輸送実験
- ・チーム構成員相互や北海道国際ビジネスセンターの連携による輸出促進事業の展開



本船荷役状況(苫小牧港)



道産食品に関する試食・アンケート調査(ソウル市等)



荷役状況(新千歳空港)

2. 投資の重点化

主要施策ごとに、特に重点的、総合的、先行的に実施することが適切な施策を明らかにして、計画の効果的な推進に努めるものとし、施策の推進に当たっては、時々の情勢変化を勘案して、柔軟かつ機動的な対応を図ります。

また、事業の迅速化、汎用品の積極的使用、地域の実情に合った規格の設定やPFI等民間資金・能力を活用する社会資本整備手法の推進など、総合的なコスト縮減に向けた取組の充実を図ります。さらに、既存の社会資本ストックをできる限り有効に活用していくため、計画的・効率的な維持・管理や更新の取組を強化するとともに、そのための費用をできる限り節約し、これから必要となる新たな社会資本整備に的確に対応していきます。

◆公共投資の重点化・効率化

①食料供給力の強化

国際的な食料価格の高騰等世界的な食料需給の逼迫が懸念されている中で、広大な農地を有する北海道の食の供給基地としての潜在力を十分に発揮させることにより、食料供給力の一層の強化とともに、基幹産業である農水産業の活性化を図ります。

- ・生産性向上や安全で高品質な農産物の生産を可能とする農業基盤の整備
- ・水産資源の生産力向上を図る藻場・干潟等の整備
- ・衛生管理の高度化を図るための漁港整備
- ・高規格幹線道路や港湾の整備 等

②低炭素社会の構築

地球環境問題への対応が人類共通の重要課題となる中で、バイオマス資源が豊富に存在する等の北海道の優れた資源・特性を活用し、CO₂排出量の削減、地球環境負荷の少ないエネルギーの利活用等を推進します。

- ・北海道に豊富なバイオマスから生成した生分解性素材の地域内利用に関する調査の実施
- ・渋滞解消のための連続立体交差事業の実施 等

③防災・減災対策の推進

北海道は、自然災害に対していまだ脆弱な地域であることから、特に喫緊の課題である避難路・避難場所の確保や防災拠点の耐震化を中心とした防災・減災対策を推進し、地域社会の安全・安心を確保します。

- ・災害時要援護者施設や避難場所・避難路の保全
- ・港湾における耐震強化岸壁の整備
- ・河川防災ステーション・水防拠点の整備
- ・防災公園の整備促進 等

◆コスト縮減に向けた取組

これまでの総合的なコスト縮減の取組みに加え、平成20年度からは「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的なコスト構造改善を推進します。（目標期間：H20～H24年度）

主な取組事例

①地域資源の有効活用

- ・砂防ソイルセメント工法による現地発生土砂の有効活用
- ・堤防除草刈草、ダムの流れ木の有効活用 等

②PFI事業の導入による民間資金を活用した事業の推進

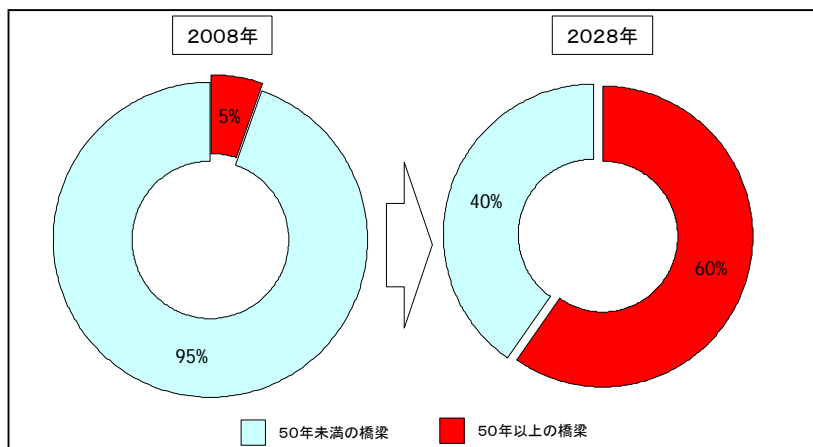
- ・苫小牧法務総合庁舎整備等事業 等

③既存ストックの有効活用

- ・既存の道路ストックの長寿命化に向けた効率的な道路管理の実施
- ・既設ダム堤体及びダム貯水池を活かしたダム再開発
- ・農業用排水路等の計画的・効率的な更新・整備 等

～ 現状の課題 ～

今から20年後には **50年**
以上経過した橋が約60%ま
で増加し、**大規模な補修や更新**
を行わなければならない橋が
増加



既存の道路ストックの長寿命化に向けた効率的な道路管理の実施

3. 北海道イニシアティブ

北海道の優れた資源・特性を活かし、全国画一ではないローカルスタンダード導入による、北海道固有の課題に対する独自の取組（北海道スタンダード）や、我が国経済社会の変化に応じた制度設計のフロンティアとなる、他地域にも共通する課題に対する北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組を積極的に推進します。

◆北海道固有の課題に対する独自の取組（北海道スタンダード）

・北海道スタンダードの展開

北海道の自然条件、地域特性、交通特性等を踏まえ、安全かつ機能的で、自然景観にも配慮した魅力ある道路を低コストで整備する工夫を「北海道スタンダード」として推進します。

一般国道 40 号更喜苫内防雪、天塩防災
一般国道 44 号根室防雪、一般国道 238 号紋別防雪

都市間を結ぶ郊外の幹線道路において、北海道らしい工夫により、冬期の道路安全対策と同時に、定時性や速達性を向上させる整備

定時制・速達性を向上させる工夫の例

- ・ゆずり車線
- ・「宗谷ターン」※

※交差点を設置せず、中央帯の開口部でUターンする方式とすることで、本線走行性と安全性の向上を図る工夫



冬期の道路安全対策の例

- ・景観に配慮した防雪林
- ・防雪林管理道路を活用した歩道整備や交差道路集約
- ・人工構造物を用いない中央分離帯
- ・視線誘導樹 など



◆他地域にも共通する課題に対する北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組

・協働型インフラ・マネジメントの展開

地域の実情に合わせて効率的・効果的に地域課題を解決しつつ、地域の魅力向上を図るため、地域・ユーザーと行政が協働してインフラ整備や利活用に取り組む「協働型インフラ・マネジメント」を展開していきます。

○協働型インフラ・マネジメントの仕組み

地域課題や道路に求められる役割・性能について議論



整備・運用の工夫

地域資源を活かしつつ、地域課題の解決や道路の性能を高めるための対策について議論。この際、北海道らしい独自の工夫「北海道スタンダード」も含めて柔軟に検討。



整備・運用

地域と行政の協働した取組により、多様化する地域のニーズに迅速で機動的に対応していく。

○地域課題と取組のイメージ

看板類が乱立して見苦しい



広告看板類の集約



眺望ポイントにおける路側駐車



旧道敷地を有効活用した路側駐車場



◆北海道環境イニシアティブの充実

地球環境問題を主要テーマの一つとする北海道洞爺湖サミットの開催を契機として、多様な主体との連携・協働により、我が国の環境政策の先駆的取組としてモデルとなる施策を展開します。平成 21 年度は、地域づくりや観光地づくり等の分野を中心に環境に配慮した取組を加速します。

○地球環境に配慮した活力ある地域づくり

北海道の農山漁村地域において、バイオマス等の利活用や自然環境の保全・再生等、地域の恵まれた資源を最大限に活かし、地球環境に配慮した活力ある地域づくりを展開します。

<具体的取組>

- ・北海道に豊富な自然エネルギーや資源作物、未利用・廃棄物系バイオマスの有効活用に関する取組を進めるとともに、その普及啓発を推進します（「北海道に豊富なバイオマスから生成した生分解性素材の地域内利用に関する調査」等）。
- ・酪農地域において、家畜排せつ物を適正に農地に還元することで化学肥料の削減にも資する、資源循環型農業を推進します（国営環境保全型かんがい排水事業等）。

○豊かな自然環境を活かした観光地づくり

北海道の豊かな自然環境を活かして、持続的かつ魅力ある観光を実現するため、観光地の環境負荷低減に向けた取組を展開します。

<具体的取組>

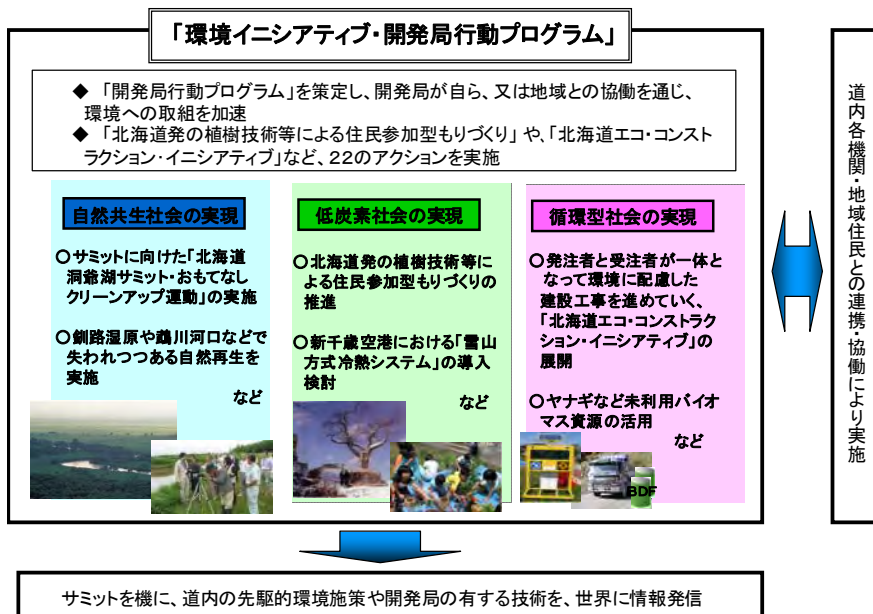
- ・観光地における環境負荷の低減を図る取組について、国際的にも通用しうる客観評価・格付けを行えるよう、総合的な評価体系の構築に向けた取組を進めます（「環境負荷の低減を図る観光地に対する客観評価体系の構築に関する調査」）。
- ・シーニックバイウェイ北海道の活動として、観光のための移動で発生するCO₂排出分に見合う植樹活動「シーニックの森づくり」に関心が高まっていることから、関係行政機関や地方公共団体と連携して、「シーニックの森づくり」を行う場を提供することにより、各地での活動を支援します。

○「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の推進

優れた自然環境を有する北海道の社会資本整備に当たっては、特に工事段階において、様々な先駆的・実験的な環境対策を推進します。

<具体的取組>

- ・農水産業から発生する貝殻やふん尿等の建設現場への有効活用や、建設現場から発生する刈草の酪農への有効活用等、地域産業と建設工事の連携による廃棄物量低減の取組を進めます。
- ・北海道に豊富に存在する自然エネルギーや利用が進んでいるバイオマスエネルギーを建設現場で有効活用するなど、CO₂排出量削減の取組を進めます。



■環境保全型かんがい排水事業の推進

家畜ふん尿による河川・湖沼・海域への影響の軽減や生息する動植物を保全するため、「水環境の改善」、「緑地環境の保全」、「生態系への配慮」を行うとともに、調整した家畜ふん尿と用水を混合し、かんがいシステムにより効率的に農地還元し、生産性の向上と環境負荷の軽減を図ります。



散布状況



配水調整槽



「北海道環境イニシアティブ」の充実 北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブの推進

優れた自然環境を有する北海道の社会資本整備にあたっては、特に工事の段階において、北海道の優れた資源・特性を活かし、様々な先駆的・実験的な環境対策を推進します。

北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブとは？

- 国土交通省では、「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」に基づき、環境施策の先駆的取組を展開する「北海道環境イニシアティブ」を中期的な重点施策として推進しています。
- 北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブは、当施策の一環として、北海道の特性と地域課題に着目した取組みを、社会資本整備の実施段階においても取り組んでいくこととするものです。発注者と受注者が連携し、工事目的物や工事施工のプロセス段階における環境対策等について先駆的・実験的な取組を行うことにより、循環型社会、自然共生型社会、低炭素型社会の形成へ貢献することを目指すものです。

取組のポイントは？

- 工事実施段階における環境対策として、北海道の資源や特性を活かした先駆的・実験的取組を積極的に推進します。
- 北海道の地域課題の解決に加え、他地域の共通的な課題に対する先導的な取組を推進するとともに、現場毎の創意工夫の取組を着実に推進します。
- 優れた取組を支援する制度・仕組みの先導的な導入を図ります。



主な取組は？

●北海道の地域産業と建設工事の連携などによる地域ゼロエミッションの推進

・農水産業から発生する貝殻や糞尿等の建設現場への有効活用や、建設現場から発生する刈草の酪農業への有効活用等、地域産業と建設工事の連携による廃棄物量低減の取組を進めます。



例) 地域水産業から発生するホタテ貝殻等を埋立資材として有効利用。



例) 地域から発生する浄水汚泥と家畜糞尿堆肥を法面緑生基材として有効利用。



例) 地域酪農家と協力した河川堤防除草処理により、刈草を家畜飼料や堆肥等として有効利用。

●北海道に豊富な自然エネルギーの利用などによる建設現場でのCO2削減

・北海道に豊富に存在する自然エネルギーや利用が進んでいるバイオマスエネルギーを建設現場で有効活用するなど、CO2排出量削減の取組を進めます。



例) 地域の精製工場で食用油から精製されるバイオディーゼルの、標識車や除雪車のバイオ燃料として使用。

●現場条件に応じた創意工夫による環境対策の着実な推進

・工事の規模によらず、現場条件に応じた創意工夫による環境対策を推進するとともに、取組の着実な推進に向けて、工事における環境対策を評価する仕組みの充実や推進体制の構築などに取り組みます。



例) 工事現場における環境対策を定量的に評価する「見える化」の取組を試行。

4. 事業評価の実施

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価に加え、事業完了後に改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する事後評価を実施します。

平成21年度再評価実施予定

(直轄事業)

治水事業 1事業、道路事業 10事業、港湾整備事業 3事業、
農業農村整備事業 2地区

○平成20年度における再評価は、40件（都市公園事業1事業、治水事業10事業、海岸事業1事業、道路事業21事業、港湾整備事業5事業、農業農村整備事業2地区）について実施しました。

5. 入札・契約の一層の適正化、効率化

入札談合の再発防止や公共工事の品質確保に全力で取り組み、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るとともに、入札及び契約制度の改革の推進等を図り、公共工事の効率的執行に努めます。

また、価格のみによらず総合的な価値による競争を促進し、工事の目的物の機能と品質を確保しつつ、技術力の企業評価への適切な反映を行い、適正な施工能力のある企業による競争を促進します。

◆競争性向上のための入札方式の改善等

・一般競争入札方式の拡大

予定価格が5千万円以上の工事について、一般競争入札を実施します。

また、予定価格が5千万円未満の工事であっても、不良・不適格業者の排除、事務量等に配慮しつつ、積極的に一般競争入札を試行することとします。

・工事希望型競争入札の実施

工事規模がおおむね5千万円未満の工事で一般競争入札によらないときは、工事受注希望の確認と技術資料の提出を求め、条件を満たす者はすべて競争参加を認める工事希望型競争入札方式を採用しています。

・総合評価方式の拡大と充実

価格以外の多様な要素を考慮した競争である総合評価方式は、談合等の不正防止の効果も期待されることから、評価項目の充実と透明性の向上を図ったうえで、原則として工事発注件数の全て及び業務の一部を対象に実施します。

・ **総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の試行**

総合評価に係る技術提案の審査については、入札参加者名の漏洩防止、恣意的な審査の排除の観点から、企業名等をマスキングした上で、入札後、技術提案の審査を行う試行を実施しています。

・ **指名業者の事後公表**

入札参加者間の不正行為を抑制する観点から指名業者名の事後公表を引き続き実施します。

・ **不落随契の原則廃止等その厳正化**

不落随契は、あらためて競争入札を実施することが困難な場合において、真にやむを得ない措置となるよう引き続きその取り扱いの厳正化に努めます。

・ **工事費内訳書の提出**

入札・契約における不正行為の排除の徹底及び競争参加者の積算努力の促進を図るため、工事費内訳書の入札時提出を引き続き、実施します。

◆ **公共工事の品質確保の促進**

・ **技術力を重視した入札の推進**

工事の発注にあたり、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認、簡易な施工計画の提出・審査、また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行うなど、技術力を重視した入札・契約を推進します。

・ **「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換**

価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うことにより、公共工事の品質を確保するため、総合評価方式について、評価項目の充実と透明性の向上を図ったうえで、原則として工事発注件数の全てを対象に実施し、価格のみによらず総合的な価値による競争の促進を図ります。

・ **施工体制確認型総合評価落札方式の試行**

予定価格が1億円以上の工事について、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、発注者の要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価することとします。

・ **特別重点調査の試行**

予定価格が1億円以上の工事について、低入札価格調査制度の適用対象の中でも特に低価格の入札者を対象に、詳細な資料の提出を求めて事情聴取を行い、契約内容に適合した履行がされない恐れがあり契約の相手方とすべきでない者かどうかを厳格に調査・確認を行います。

・ **総合評価審査委員会の設置**

総合評価方式によって発注する工事及び業務においては、総合評価方式のほかプロポーザル方式の技術提案に対し、中立かつ公正な審査・評価を確保するため、総合評価審査委員会を設置し、総合評価方式の評価方法及び落札者の決定方法などについて、学識経験等を有する者から意見を

聴取します。

◆資格審査における技術評価の導入

企業の技術力を適切に評価し、適正な施工能力のある企業による競争を促進するとともに、契約の適正な履行の確保を図るため、平成17・18年の資格審査から、経営事項評価点数に加えて、技術評価点数を導入しています。

平成21・22年度の資格審査からは、技術評価点数の割合を7：3から6：4に引き上げています。

◆入札監視委員会（第三者機関）における入札・契約事務の執行状況の監視

入札・契約の過程及び契約内容の透明性を確保するため、本局及び全ての開発建設部に設置された入札監視委員会において、年4回、審議を実施します。（平成19年度の実績は、249件）

◆優良工事及び優良委託業務表彰の実施

工事に係る技術の向上等に資することを目的として、工事の施工に関し特に優秀であって、他の模範として推奨することがふさわしいと認められる優良施工業者等及び優良な成績を修めた委託業務履行业者等の表彰を実施します。

◆公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の構築と活用

公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を構築して活用し、公共事業の計画・調査、設計、入札、施工及び管理の各段階で発生する情報の電子化と、各担当部局間及び受発注者間の効率的な情報の交換・共有・連携を推進します。

・電子入札の全面実施及び入札説明書等の電子的提供

不正行為の防止、移動コストの縮減、事務の迅速化等に効果が期待されることから、平成15年度より全ての工事及び業務について実施している電子入札を引き続き実施します。

また、入札に必要な入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を平成18年12月から全面実施しています。

・電子納品の推進

平成14年度からすべての業務を対象に実施し、平成16年度からはすべての工事を対象に実施しています。

また、平成19年度より電子納品保管管理システムを導入し、電子成果品（工事・業務）のデータベース化を推進しています。

・入札情報の公表

入札情報サービス（PPI）において、工事及び業務の発注の見通し、発注情報、入札結果の公表を引き続き実施します。（Web上で入手、検索が可能）

6. 建設産業の健全な発展、振興・育成

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図るとともに、建設工事の適正な施工の確保、不良・不適格業者の排除の徹底を進めます。経営の効率化や経営基盤の強化に向けての支援等を通じて、技術と経営に優れた企業が伸びていくことのできる環境整備を進め、北海道における建設産業の健全な発展を促進します。

◆建設業法令遵守推進本部の設置と法令違反行為への厳格な対応

建設業者による一括下請負、監理技術者等の不専任、経営事項審査申請の虚偽記載などの法令違反行為への対応を強化するため、平成19年から「建設業法令遵守推進本部」を設置しています。違反情報等の収集や違反行為の疑いのある建設業者に対する立入調査等を実施し、法令に違反する行為があれば厳正に対処し、不良・不適格業者の排除と法令遵守の一層の徹底を図ります。また、建設業法等遵守に向けた取組等の円滑化を図るため、北海道との間で互いが有する情報を共有し、連携を強化します。

◆元請・下請関係の適正化の推進

元請建設業者と下請建設業者との取引の実態を把握するため下請取引等実態調査を実施し、必要に応じて個別業者に対する立入調査を行い、直接改善に向けて指導するなど、元請・下請関係の適正化を図ります。また、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」の周知を図り、法令違反行為を防ぐとともに、元請負人と下請負人との対等な関係の構築と公正な取引の実現等を推進します。

◆品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応

適切な施工が見込めないような著しい低価格での受注、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き等による品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招きかねず、また、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害することにつながるため、排除する必要があります。こうした観点から、直轄工事のうち低入札価格調査対象案件について、立入調査の対象とするなど、所要の措置を講じます。

◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進

入札契約適正化法・適正化指針の措置状況を把握し、その結果を公表します。また、北海道と連携して道内市町村の担当者を対象とした会議において、その説明を行うなど入札及び契約の適正化の一層の推進を図ります。

◆建設業総合相談受付窓口、建設業と地域の元気回復事業の実施

建設産業課、(社)北海道建設業協会等に設置している「建設業総合相談受付窓口」(ワンストップサービスセンター)において、経営の効率化や経営基盤強化のための支援制度の説明や新分野進出の成功事例の紹介を行うとともに、中小企業診断士等の専門家が個別・具体的な経営相談に応じる「建設業経営支援アドバイザー」の活用などにより、建設業者による事業の見直しや事業の協業化・再編等に向けての相談に幅広く応じます。

また、地域の中小・中堅建設業者が、その保有する人材、機材やノウハウ等を活用し、農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種と連携しながら、地域の活力の向上に資する、地域の創意工夫を活かした事業を実施するに当たって、その立ち上げを支援する「建設業と地域の元気回復事業」を実施します。

◆北海道地方建設産業再生協議会における関係機関との連携強化

北海道開発局をはじめとする建設産業関係機関により構成する「北海道地方建設産業再生協議会」において、建設業の再生等に資する各種施策についての情報交換や意見交換を行い、建設業の健全な発展に向けての連携強化を図ります。